

## 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定することを目指している。

日本のカロリー食料自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185か国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとしてきたが、目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに、政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する政府の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、新基本法では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要がある。

よって、以下の事項を強く要請する。

- 1 新基本法制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

内閣総理大臣	岸田文雄様
経済産業大臣	齋藤健様
農林水産大臣	坂本哲志様

福島県二本松市議会議長 本 多 勝 実